年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年7月31日は20万円、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は15万円、同年12月25日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑧までの標準賞与額に基づく厚 生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認 められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年1月1日から19年5月1日まで

- ② 平成15年7月31日
- ③ 平成16年7月31日
- ④ 平成 16 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成17年7月31日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 25 日
- ⑦ 平成18年7月31日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 25 日

申立期間①の標準報酬月額については誤りがあると思うので、調査してほしい。

また、国の年金記録では、申立期間②から⑧までに係る賞与の記録が無いとされているが、賞与は支払われているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書、給与振込口座通帳の記載及びA市が保管する給与支払報告書から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払報告書等で推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑧までについて、申立人が所持する給与振込口座通帳の記載及びA市が保管する給与支払報告書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、上記給与支払報告書等から推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7月 31 日は 20 万円、16 年 7月 31 日、同年 12 月 25 日、17 年 7月 31 日、同年 12 月 25 日及び 18 年 7月 31 日は 15 万円、同年 12 月 25 日は 14 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の 履行については、事業主から回答を得ることができず、このほかに確認でき る関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得な い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、 行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月11日から同年8月11日まで 私は、昭和55年6月21日にA社B支店に入社し、同年8月11日に同社 C支店に転勤になったが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いの で、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店及び同社C支店の元事務担当者の証言並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和55年8月11日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和55年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和54年2月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月19日から同年3月27日まで 私は、A社に昭和51年4月1日に入社し、現在も継続して勤務している にもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録を見ると、54年2月19日から 同年3月27日までの期間の記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る厚生年金保険料控除についての回答及び申立人に係る 雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和54年2月19日に同社本社(適用事業所名は同社)から同社B事業所に異動)、 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと が認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る昭和54年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月4日

② 平成17年12月27日

年金事務所から私がA社で勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が 欠落しているかもしれないと連絡を受け確認したところ、平成17年7月4 日及び同年12月27日に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、B銀行から提出のあった申立人に係る平成17年12月の現金元帳によると、同年同月27日に賞与が支給されていることが確認できる上、申立人から提出のあった同日支給分の賞与明細書によると、当該賞与から25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(1万7,680円)を事業主により控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる 関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与支払額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い ことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社は、「当該期間の資料が無いため、申立人に対し当該期間に賞与を支給したか否かについては不明であるが、申立人は、入社直後であったため、当該期間に賞与を支給していないと思う。」と回答している。

また、B銀行から提出のあった申立人に係る平成17年7月の現金元帳によると、申立人には、A社から同年同月の給与は振り込まれているものの、賞与の振込は確認できない。

このほか、申立期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで 私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月20日頃までD県の教 育センターで、他の新入社員と共に研修を受けた後、C営業所に配属された。 この間、継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

異動日については、申立人と一緒に研修を受け、同時期にE地、F地及びG地の各営業所に配属された者の配属先の営業所での厚生年金保険被保険者資格取得日及び元同僚の証言等から、昭和40年7月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月30日から34年1月5日まで

私は、B社C営業所に勤務していたが、同社同営業所が昭和 33 年 12 月 30 日に閉鎖となったため、同日付けで同社のグループ会社であるA社に転籍となった。

転籍日から昭和34年1月5日までの期間も勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録並びにA社の申立期間当時の事務担当者及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和33年12月30日にB社C営業所からA社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 34 年1月の社会保険出張所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで A社B工場から同社C工場に転勤した時の厚生年金保険被保険者記録に 1か月の空白があるので、調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る厚生年金基金加入者台帳及び申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和 55年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 55 年 2 月の社会保険事務所(当時)の記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「申立人の同社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出た。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで 私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月20日頃までD県の教 育センターで、研修を受けた後、C営業所に配属された。

この間、継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

異動日については、申立人と一緒に研修を受け、同時期にE地、F地及びG地の各営業所に配属された者の配属先の営業所での厚生年金保険被保険者資格取得日及び元同僚の証言等から、昭和40年7月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月から53年2月1日まで

② 昭和53年7月30日から56年8月まで

私は、入社日及び退職日ははっきり覚えていないが、昭和51年9月から56年8月までの期間、A社において勤務した。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者記録については、昭和53年2月1日から同年7月30日までの5か月間しか無く、前後の期間の記録が空白になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元事業主及び複数の元従業員の供述並びに申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、「当社は、昭和56年6月に倒産しており、当時の資料は処分してしまい何も残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、A社において、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格が確認でき、所在の判明した元従業員9人に照会したところ、3人から回答があったが、申立人の申立期間①に係る保険料控除について確認することができない上、当該回答者3人のうち申立期間①当時の事務担当者は、「従業員の給与や社会保険への加入については社長の指示に基づき行っていた。申立人の同保険に関する届出を何度も行った覚えはないことから、年金事務所に加入記録が残っているのであれば、その記録どおりの届出をしたと思う。」、他の一人は、「同社では昭和49年から働き始めたが、約3年間は厚生年金保険の被保険者記録が無い。」とそれぞれ供述している。

また、前述の回答者3人のうち複数の元従業員は、「A社には、申立期間 ①当時、本社と支店の事務員、営業担当を合計すると常時30人以上が勤務 していた。」と供述しているところ、同社の申立期間①における厚生年金保 険被保険者数を見ると、8人から15人で推移していることが確認できる上、 前述の回答者3人のうち1人は、「同社は、従業員全員を同保険に加入させ る事業所ではなかった。」と供述していることから、同社は、申立期間①当 時、必ずしも、従業員を勤務期間全てにおいて同保険に加入させる取扱いで はなかったことがうかがえる。

2 申立期間②について、A社の元事業主及び複数の従業員の供述並びに申立 人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和53年7月30日から 55年9月30日までの期間、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、前述のとおり、「当時の資料は処分してしまい何も残っていない。」と供述しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、A社において、申立期間②に厚生年金保険被保険者資格が確認でき、所在の判明した元従業員10人に照会したところ、4人から回答があったが、申立人の申立期間②に係る保険料控除について確認することができない上、当該回答者4人のうち1人は、「同社に入社後約1年5か月間は同保険の被保険者記録が無く、被保険者資格喪失後もしばらく勤務したが、この間の被保険者記録も無い。」、他の一人は、「入社後約1年3か月間は同保険の被保険者記録が無く、被保険者資格喪失後も会社が倒産するまでの間しばらく勤務したものの、この間の被保険者記録も無い。」とそれぞれ供述している。

さらに、前述の回答者4人のうち複数の元従業員は、「A社は、申立期間②当時、本社と支店の事務員、営業担当を合計すると常時20人以上が勤務していた。」と供述しているところ、同社における申立期間②の厚生年金保険被保険者数を見ると、7人から11人で推移している上、前述の回答者4人のうち申立期間②当時の事務担当者は、「同社は、途中から経営が厳しくなったこともあり、従業員の中には社会保険に加入させていない者もいたと思う。」、他の一人は、「従業員ごとに勤務形態も異なり、同保険の加入についても社長が従業員個々に判断していた。」とそれぞれ供述していることから、同社では、申立期間②においても、必ずしも、従業員を勤務期間全てにおいて同保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の健康保険被保険者証は、申立人がA社において昭和53年7月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の同年8月2日付けで、資格喪失届と併せて返納されていることが確認できる。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月6日から61年4月30日まで 私は、昭和57年1月にAグループのB社(現在は、C社)を退職し、ア ルバイトで転々とした後、59年1月から、再び同グループが経営するD店

に勤務した。

最初の期間の厚生年金保険の被保険者記録は有るが、再入社した後の期間の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するB社の元役員及び元社員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、同社を一旦退職した後にD店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該元役員は、「D店は、B社が経営していた店であるが、 社員であっても、全ての勤務期間において厚生年金保険に加入させる取扱いで はなかった。」と証言しているところ、上記元社員の申立期間当時の厚生年金 保険の被保険者記録は確認できない上、上記元社員は、「私がD店に勤務して いたときには、厚生年金保険に加入していなかったので、同社から支給される 給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

また、申立期間の一部について、申立人は、E社(当時は、F社)に係る雇用保険被保険者記録が確認できるところ、C社及びE社の事務担当者は、「両社は、グループ会社であるが、申立人に係る人事記録等は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、F社及びE社は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、B社は、昭和60年10月1日に厚生年金保

険の適用事業所ではなくなり、同社の後継会社であるC社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、61年2月15日であることが確認できることから、申立期間のうち、60年10月1日から61年2月14日までは、両事業所においても厚生年金保険の被保険者となることはできない期間である。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の 氏名は確認できない上、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の 記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月24日から27年5月1日まで 私は、昭和23年2月から27年4月末までの間、A社(現在は、B社) C 支店で勤務し、結婚を理由に退職した。

しかし、厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、受給した記憶は無いため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から29日後の昭和27年5月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、「昭和 27 年 5 月 迄の資格期間は脱退手当金の支給により抹消す」の押印など、A社C支店の被 保険者期間についての脱退手当金の支給を示す記載が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間後に勤務したD社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受給しており、「同社に係る脱退手当金の請求は、自分自身で行った。」と主張しているところ、仮に申立期間に係る脱退手当金を受給していなければ、申立人が51か月にも及ぶ申立期間の請求を失念するとは考え難く、同社に係る請求の際に、申立人は申立期間に係る脱退手当金を既に受給していたため、請求手続を行わなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる 事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。